

# 南アルプス市議会基本条例（説明付き）

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 市民に見える議会（第6条—第9条）

第3章 市民目線での行政監視及び評価（第10条—第13条）

第4章 市民のための政策提言及び政策立案（第14条—第16条）

第5章 議会力及び議員力の強化（第17条—第21条）

第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第22条—第24条）

第7章 継続的な議会改革の推進（第25条、第26条）

第8章 補則（第27条）

### 附則

南アルプス市議会（以下「議会」という。）は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）に対する議事機関として、市民の多様な声を的確に市政へ反映する責務がある。そのためには議員同士の自由闊達な議論を通じて情報公開及び市民参加を積極的に進め、議会の見える化を実現し、更に行政の監視機能、政策提言機能等を十分に発揮しなければならない。

本条例は、市長と同じく市民の代表である議会が、南アルプス市民憲章に掲げられている市の発展と市民一人ひとりの幸せな暮らしの実現を目指して、どのように活動していくのか等を明確に示すとともに、市民の期待と信頼に応えていく議会の最高規範として制定する。

### \* 説明

議会は、執行機関である市長等に対する\*1 議事機関として、市民の多様な声を的確に把握して市政に反映させる責務があります。そのためには議員同士の自由で闊達な議論を通じて、情報公開（SNS や市議会だより等多様な媒体を用いての情報発信等）や市民参加（市民との意見交換会、公聴会制度、参考人制度等）を積極的に進め、「議会の見える化」を実現していくこと。更に予算・条例等の審査（行政評価）、一般質問等に代表される「監視機能」と「政策提言」や議会自らが条例制定する等の「政策立案機能」を十分に発揮する必要があります。

そのような趣旨を踏まえ本条例は、市長と同じく市民から選ばれた議員で構成する市議会が二代表制の下で、\*2 南アルプス市民憲章に掲げら

れている市の発展と市民福祉の向上を目指して、どのように活動していくのかを市民との約束ごととして明確に示すとともに、市民の期待と信頼に応えていく議会の最高規範として制定するものです。

**\*1 議事機関**：執行機関の市長が独任制であるのに対して、市議会は複数の議員で構成される合議制の議事機関である。

**\*2 南アルプス市民憲章**：「緑かがやく自然を守り、なかよく美しい心を結びあい、未来にひらく豊かなまちをつくることをアルプスの山々に誓います」と謳い、自然保護、市民のふれあい、豊かな地域の3つの要素を挙げ、市の発展と市民一人ひとりの幸せな暮らしの実現を南アルプスの山々に約束している。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、合議制の機関である議会の役割を明らかにし、議会及び南アルプス市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則その他議会の運営に関する基本的事項等を定めることにより、市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

### \*説明

この条例は、二元代表制のもとでの議会（議事機関）と議員の役割を明らかにするとともに、議会と議員がどのように活動していくのか、又、議会運営の基本的な事項等を定めることで、市民の幸せな暮らしの実現や公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とすると定めています。

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に見える分かりやすい議会運営に努める。
- (2) 積極的に情報の公開を図り、市民に対する説明責任を果たす。
- (3) 市長等に対し、適切な市政運営が行われているか監視し、及び評価する。
- (4) 市民の多様な意見等を把握し、市政に反映させるために市民参加を積極的に推進し、市民本位の政策提言及び政策立案を図る。
- (5) 合議制の機関であることに鑑み、意思決定に当たっては、議員間の自由討議を積極的に行い、課題に対する論点又は争点を明らかにし合意形成に

努める。

(6) 議会の役割を追求し、絶えず議会改革に取り組むものとする。

(7) 専門的な知見の活用、政策提言等に必要な研修又は視察を行うことにより、議会機能の強化に努める。

**\* 説明**

第1条に規定する目的を達成するための議会の基本的な活動原則についての規定です。憲法第93条に基づく議事機関（予算、条例等について審議し、議決により決定する機能を有する地方公共団体の機関）として議会のあるべき姿勢を定めています。

第1号は、市民とともに歩む議会として、公正公平な議会運営を行い、その活動状況を積極的に公開することにより透明性を確保し、市民に見える分かりやすい議会を目指すことを定めています。

第2号は、市政の課題や議案、意見書、決議、請願・陳情等の審議内容及び結果について、市民に対し説明責任を果たすことを定めています。

第3号は、議案審議等を通じて市長等執行機関の市政運営を監視するとともに、事業執行等の成果等について評価することを定めています。

第4号は、市民の多様な意見等を把握し、市政に反映させていくために市民参加を積極的に進め、市民本位の政策提言や政策立案に取り組むことを定めています。

第5号は、合議制の機関である議会においては、議会の意思決定にあたり、論点・争点を明確にして議員間での自由闊達な議論を尽くし、合意形成に努めることを定めています。

第6号は、社会情勢の変化等を踏まえて、常に議会の役割を検証しながら、絶えず議会改革に取り組む姿勢を定めています。

第7号は、議会機能強化を目的に専門的知見の活用や、政策提言等に必要研修や視察を行うことを定めています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動する。

(1) 議会は、言論の府であり、かつ、合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な議論を積極的に行う。

(2) 市民の多様な意思及び意見の把握に努める。

(3) 市政の課題及び政策に関する調査研究に積極的に取り組むものとする。

(4) 議会の構成員として一部の団体又は地域の課題解決にとどまらず、市民

全体の福祉の増進を目指して活動する。

(5) 自己の資質を高めるため、不断の研鑽に努める。

(6) 市民の負託を受けた代表者であることを常に自覚し、高い倫理観を持って誠実にその職務を遂行する。

**\* 説明**

第2条で規定した議会の活動原則を踏まえ、議員としての基本姿勢、議会活動における原則を定めています。

第1号は、議会は複数の議員が集まり言論によって物事を決める合議制の機関であることを議員個人が認識し、議員間で自由闊達な議論を積極的に行うことを定めています。

第2号は、議員は市民の負託を受けた市民の代表であることを念頭におき、市民の多様な意思及び意見の把握に努めることを定めています。

第3号は、議会の政策立案機能等を強化するため、議員は市政の課題及び政策に関する調査研究に積極的に取り組むことを定めています。

第4号は、議員は一部の団体及び地域の課題解決にとどまらず、市政全体を見据えた広い視野で市民福祉の増進を目指して活動することを定めています。

第5号は、議員は常に調査研究や研修に努め、資質を高めていくことを定めています。

第6号は、議員は市民の代表であることを常に自覚し、高い倫理観やモラルを持ち、誠実に職務を遂行することを定めています。

(委員会の活動)

第4条 委員会（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び広報広聴委員会をいう。以下同じ。）は、委員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるとともに、政策提言及び政策立案を積極的に行うよう努めるものとする。

2 委員会は、その所管事項の調査及び負託された議案等の審査を行った結果、必要があると認めるときは、委員会として所管事項の調査にあつては所見を、議案等の審査にあつては意見をそれぞれ付すものとする。

3 委員会は、必要に応じて参考人又は専門的知見を有する者等を活用し、政策提言等の質を高めるよう努めるものとする。

**\* 説明**

委員会運営の基本事項を定めています。

第1項は、委員会は専門性と特性を生かして、詳細な議論を行う場であることから、運営にあたっては委員相互間の自由討議を中心とし、審査を通じて市長等に政策提言や政策立案を積極的に行っていくことを定めています。

第2項は、それぞれの委員会が所管する事項の調査及び付託された議案等の審査を行った結果、委員会としての所見や意見を付す必要があると認める時は、積極的に行っていくことを定めています。

第3項は、委員会が政策提言等を検討するにあたっては、必要に応じて参考人や専門的知見を有する者（大学教授等）を活用し、委員会の課題分析、政策提言等の能力を高めるよう努めることを定めています。

（会派）

第5条 議員は、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を共有する議員で構成し合意形成に努めるものとする。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、会派代表者会議を開催する。
- 4 会派及び会派代表者会議に関し必要な事項は、別に定める。

**\* 説明**

会派結成の基本原則を定めています。

第1項は、合議制の機関である議会において、議員は会派を結成し政策集団として活動ができることを定めています。

第2項は、会派は、政策を同じくする議員により構成し、自分たちの政策を実現していくために会派内で協議し合意形成に努めることを定めています。

第3項は、議長は必要がある場合、会派代表者会議を開催することを定めています。

第4項は、会派及び会派代表者会議に関する必要な事項は、別に定めるとしてあります。

## 第2章 市民に見える議会

（議会からの情報発信）

第6条 議会は、市民に見える議会として議会活動の取組及び成果を積極的に

- 発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。
- 2 議会は、全ての会議を原則公開とする。
  - 3 議会は、議案に対する議決の結果及び各議員の表決を公表しなければならない。

**\* 説明**

市民に対する情報公開と説明責任を定めています。

第1項は、市民に見える議会として議会活動における取組や成果を積極的に発信し、説明責任を果たすことを定めています。

第2項は、全ての会議を地方自治法第115条第1項ただし書きに規定する場合（秘密会）等を除き、公開することを定めています。

第3項は、議決事項に係る説明責任を具現化するため、議案に対する議決結果及び各議員の表決（意思）を市民に公表することを定めています。

（市民に見える議会の環境整備）

第7条 議会は、市民の多様性を尊重し、市民に見える議会への環境整備に努めなければならない。

**\* 説明**

性別、国籍、信条、障がいの有無等に関係なく多様性の尊重の意識が高まっている社会情勢の中で、全ての市民に見える議会の環境整備に努めることを定めています。

（広報広聴の充実）

第8条 議会は、市民に見える議会と市民の声を市政に反映させるための組織として、議員で構成する広報広聴委員会を置く。

- 2 広報広聴委員会は、議会活動に関する情報を多様な媒体を用いて積極的に発信し、市政に対し、より多くの市民の関心が高まるよう広報広聴活動に努めるものとする。
- 3 議会は、市民に対し、定期的に議会活動等の報告を行う場を設けるものとし、市民の意見を市政に反映させるため、市民との意見交換の場を設けるものとする。
- 4 広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。

**\* 説明**

議会の広報広聴活動の充実について定めています。

第1項は、市民に見える議会と市民の声を市政に反映させるための組織として、議会内に議員で構成する広報広聴委員会を置くことを定めています。

第2項は、広報広聴委員会は、議会活動の情報を多様な媒体を用いて積極的に発信し、市政に対して多くの市民の関心が高まるよう広報広聴活動に努めるよう定めています。

第3項は、議会からの説明責任を果たす具体策の一つとして、定期的に市民に対し議会報告会を開催することを定め、又、市民の意見を市政に反映させるため市民との意見交換を図る具体的な場として、意見交換会を設けることを定めています。

第4項は、広報広聴委員会に関して必要なことは、別に定めるとして定めています。

(市民との連携)

第9条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第115条の2第1項及び第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、専門的又は政策的識見等を審議及び審査に反映させるよう努めなければならない。

- 2 議会は、請願及び陳情を市民からの政策提言として受け止め、審査に当たっては、請願者又は陳情者の説明機会の確保に努めなければならない。
- 3 議会は、前項の規定により請願者又は陳情者からの説明を受けた後、必要に応じて当該請願者又は陳情者の意見を聴くものとする。

**\* 説明**

地方自治法等の規定に基づき、市民との連携を推進していくことが定められています。

第1項は、市民の専門的又は政策的識見等を議会の審議に反映させるため、本会議及び委員会において地方自治法第115条の2第1項及び第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用して行くことを定めています。

第2項は、請願・陳情を市民からの政策提言として受け止め、請願者・陳情者が希望した場合は、委員会審査において説明を求めることを定めて

います。

第3項は、請願・陳情の委員会審査において、必要に応じて請願者、陳情者から意見を聴くことを定めています。

### 第3章 市民目線での行政監視及び評価

(監視機能の充実及び強化)

第10条 議会は、市長等との健全な緊張関係を保持しながら、市民目線と多角的な視点で事務執行の監視及び評価を行い、議事機関としての責務を果たすものとする。

2 議会審議において、議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、健全な緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 議会での質問等は、論点及び争点を明確にするため一問一答の方式で行う。

(2) 市長等は、議員の質問等に対して、本会議又は委員会において反問することができる。

#### \* 説明

監視機能の充実と強化について定めています。

第1項は、市長と議員は互いに市民から選挙されますが、国の議員内閣制とは違う市長の独任制と議会の合議制の特性を活かして地方自治を充実させるため、市政の監視及び評価においては、市民目線と多角的な視点で議論し議事機関としての責務を果たすことを定めています。

第2項第1号で定めている一問一答形式とは、質問し、これに答弁し、次いで質問、答弁という形で同一質問者と答弁者の間で問答を続けることです。この方式は、議論が明確で分かりやすいことや、一つの事項を深く掘り下げて議論できることから、多くの議会で導入しています。

第2項第2号で定めている反問は、市長等が議会の審議において論点・争点を明確にし、市民に分かりやすい議論にするとともに、議論の質の向上を図るため議長及び委員長の許可を得て、議員の質問、質疑、議会側の条例提案、議案の修正等に対して、その趣旨等を問い返すことができることを定めています。

(市長等による政策等の形成過程の説明)

第11条 議会は、市長等が提案する政策、計画、事業等（以下「政策等」と



いう。)について、政策等の水準を高めるため、及び市民への公開のため、市長等に対して次の各号に掲げる事項の説明に努めるよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする理由と背景
- (2) 提案に至るまでの経緯と実施方法
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 南アルプス市総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用

**\* 説明**

市長等が提案する政策等に対し、第1号から第6号までの事項について説明に努めるようを求めていくことを明記しています。議会は説明を受けた内容を基に論点を明確にして審議を行い、政策の質の向上を目指します。

(予算及び決算に係る政策説明資料の提出)

第12条 議会は、市長等が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前条の規定に準じて、市長等に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の提出に努めるよう求めるものとする。

**\* 説明**

予算及び決算の審査は、税金をどういう事業にいくら使うか、何のためにいくら使ったのかを審査するもので議会の重要な権限です。

このような審査を行うためには、単に予算額、決算額を羅列しただけの資料だけではなく、何故その予算額あるいは決算額になったのかが明確に示された施策別、事業別の分かりやすい資料が必要不可欠です。議会は出来る限り第11条各号に規定する事項に沿った資料の提出に努めるよう市長等に対し求めていくものです。

(議決事件の追加)

第13条 議会は、法第96条第2項の規定に基づき、必要と認められるものを議決事件として追加することができる。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

**\* 説明**

議決事件とは、議会が行う議決の対象となる事項、事例のことを言います。

地方自治法では第96条第1項で市議会が議決すべきこととして、条例や予算を定めることなど15項目が挙げられています。同時に同法第96条第2項では、普通地方公共団体が条例で定めて議決事件を追加することができる旨が定められていますが、議会は、普通地方公共団体の最高意思決定機関であることから、議会の議決によって議決事件を追加することができます。

第4章 市民のための政策提言及び政策立案

(政策提言及び政策立案)

第14条 議会は、市の政策水準の向上を図るため市長等に対して政策提言を行うとともに、市民の立場から政策立案機能の強化に努め条例等の提案を行うものとする。

**\* 説明**

二元代表制を担う議会は、政策の決定、監視及び評価機能の充実に加え、政策形成能力の向上も求められている。市の政策水準の向上を図るため、又、市民本位の立場で市長等に対して、**\*3 政策提言**や**\*4 政策立案**を行うことを定めています。

**\*3 政策提言**：市長等が提案する条例・予算等、又、市政全般に対して議会としての政策(考え)を提言することを言う。

**\*4 政策立案**：議会自らが市民福祉の向上を図るため条例案等を立案することを言う。

(議員間討議による合意形成)

第15条 議会は、議会が言論の府であることを十分認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営しなければならない。

2 議員は、本会議及び委員会において議案の審議及び審査、また、政策提言等において結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

**\* 説明**

第1項は、議会が言論の府であることを十分に認識するとともに、議員間討議の重要性を踏まえた上で、議員同士の自由な討議を中心に運営していくことを定めています。

第2項は、議員は本会議や委員会における議案の審議、政策提言等の場で議会として結論を出す場合、合意形成に向けて議員間で議論を尽くすことを定めています。

(政策部会)

第16条 議会は、政策提言及び施策立案を行う上で、合意形成に向けての議員間討議の場として政策部会を置く。

2 政策部会に関し必要な事項は、別に定める。

**\* 説明**

第1項は、合議制の議会では、市民本位の課題解決や政策研究に取り組み、政策提言及び政策立案を行う場合に政策部会を置くことを定めています。

第2項は、政策部会に関する必要な事項は別に定めるとしてあります。

第5章 議会力及び議員力の強化

(議会機能の強化)

第17条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努めなければならない。

2 議員は、審議、審査及び政策立案能力の向上のため、調査研究を行い積極的な議員間討議に努めなければならない。

3 議会は、二代表制の趣旨を踏まえ議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するために必要な予算の確保に努めるものとする。

**\* 説明**

第1項は、議員の資質向上や政策形成、立案能力の向上を目的として、議員研修の充実強化を図ることを定めています。

第2項は、審査や政策能力の向上のため調査研究を行い、積極的な議員間討議に努めることを定めています。

第3項は、積極的な議会活動と効率的な議会運営を図るため、必要な予算を確保するよう努めることを定めています。

(専門的知見の活用)

第18条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のため、議決により法第100条の2に規定する専門的事項に係る調査を活用し、審査及び討議に反映させるよう努めなければならない。

2 議会は、必要があると認めるときは、議決により学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

**\*説明**

第1項は、議案の審査や市の事務に関する調査のため、議決により地方自治法第100条の2に規定する専門的事項に係る調査を積極的に活用し、その結果を審査及び討議に反映させることを定めています。

第2項は、必要があるときは議決により、学識経験者を有する個人又は団体で構成する調査機関を設置できることを定めています。

(政務活動費)

第19条 会派及び議員は、法第100条第14項に規定する政務活動費を政策立案、調査研究その他の活動に資するため厳正かつ適正に活用する。

2 会派及び議員は、公正性、透明性を確保し、政務活動費による活動状況を公開する。

**\*説明**

第1項は、地方自治法第100条第14項を根拠とする政務活動費を調査研究にとどまらず、積極的に政策立案へと繋げていくとともに、厳正かつ適正に活用して行くことを定めています。

第2項は、公正性、透明性の観点から政務活動費による活動状況を公開していくことを定めています。

(議会事務局の体制整備)

第20条 議会は、監視及び調査機能の強化並びに政策立案、政策提言等の能力向上のため、議会事務局機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

**\* 説明**

議会事務局とは、議会の事務に従事し、議長及び議員の職務を補助する組織として議会に設置された事務担当組織です。市政の監視及び調査機能の強化や政策立案能力、政策提言能力の向上を図るためには、その活動を補助する事務局機能の充実強化が必要不可欠であることを定めています。

(議会図書室)

- 第21条 議会は、議員の調査及び研究並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めなければならない。
- 2 議員は積極的に議会図書室を利用するものとする。

**\* 説明**

第1項は、議員の調査研究、政策形成及び立案能力の向上のため、議会図書室の充実に努めることを定めています。

第2項は、議員は議会図書室を積極的に利用し、有効活用に努めることを定めています。

第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(政治倫理)

- 第22条 議員は、市民の代表として高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。
- 2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。

**\* 説明**

第1項は、議員は市民の代表であることを常に自覚し、高い倫理観を持ち品位の保持に努めるよう定めています。

第2項は、議員の政治倫理に関し必要なことは別に定めるとしていません。

(議員定数)

- 第23条 議員定数は、別に条例で定める。
- 2 議員定数の改正に当たっては、市民の意向、市政の現状及び課題並びに将

来の予測、展望等を十分勘案し総合的に検討するものとする。

**\* 説明**

第1項は、議員の定数について別に条例で定めることを明らかにし、具体的には南アルプス市議会の議員の定数を定める条例（平成16年5月24日条例第27号）で規定されています。

第2項は、議員定数を改正するに当たっては、市民の意向を把握し、市政の現状や課題、人口、面積、財政力等の将来予測、展望等を踏まえて総合的に検討することを定めています。

（議員報酬等）

第24条 議員報酬等は、別に条例で定める。

**\* 説明**

議員の報酬等について別に条例で定めることを明らかにし、具体的には南アルプス市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年4月1日条例第45号）等で規定されています。

第7章 継続的な議会改革の推進

（評価検証及び見直し）

第25条 議会は、この条例の施行後、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、常にこの条例の施行状況について評価検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

**\* 説明**

条例の施行後、議会は常にこの条例の施行の状況について評価・検証し、その結果に基づいて見直し等必要な措置を講ずることを定めています。

（議会の制度検討）

第26条 議会は、議会制度に係る法改正があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、必要な組織を設置し、当該議会制度について速やかに調査又は検討を行わなければならない。

**\* 説明**

議会制度に係る地方自治法等の改正があったときや、議会改革の推進に関する基本的事項について調査又は検討する必要があるときは、必要な組織を設置し速やかに検討することを定めています。

第 8 章 補則

(他の条例との関係)

第 27 条 この条例は、議会に関する基本事項を定めるものであり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合性を図らなければならない。

**\* 説明**

この条例は、議会の基本となる条例であり、議会に関する他の条例等を制定、改廃する場合は、この条例との整合性を図らなければならないことを定めています。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。